

鴻巣市文化芸術振興基本条例

令和 5 年 3 月 2 8 日

鴻巣市条例第 1 3 号

文化芸術がもたらす感動は、人々の感性を豊かにし、創造性を育み、生きる喜びを創出します。人々の心のつながりや相互に理解し尊重し合う広がり、心豊かな社会を形成します。

鴻巣市は、日本人の生活文化に深く関わるひな人形製作を産業として栄え、暮らしを彩る花きの生産は日本有数の規模を誇り、さらに、地域に根付く伝統芸能のほか、文化の拠点をも有し、市民文化振興の可能性を広げています。

文化芸術がもたらす価値は無限であり、未来を担う子どもたちが夢を描き、市民一人一人が自らの輝きを開花させる源泉となります。

市民が優れた文化芸術に親しみ、鑑賞し、参加し、創造することができるよう、本市の特性を生かした文化芸術の振興を推進するため、この条例を制定します。

（目的）

第 1 条 この条例は、文化芸術基本法（平成 1 3 年法律第 1 4 8 号）の規定に基づき、市における文化及び芸術（以下「文化芸術」という。）の振興についての基本的な事項を定め、市の責務並びに市民及び団体等の役割を明らかにすることにより、地域における文化芸術の振興を図ることを目的とする。

（定義）

第 2 条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 団体等 市内で活動する企業、教育機関、市民団体等をいう。
- (2) 文化芸術活動 文化芸術を主体的に創造し、発信し、又は鑑賞することをいう。

（基本理念）

第 3 条 文化芸術の振興は、文化芸術活動ができる環境を市民、市及び団体等が相互に構築していくことにより、市民生活に文化芸術による潤い

と豊かさをもたらすことを目的として行わなければならない。

- 2 文化芸術の振興に当たっては、文化芸術活動を行う全ての市民及び団体等の主体性及び創造性が尊重されなければならない。

（市の責務）

第4条 市は、前条に規定する基本理念（以下「基本理念」という。）に則り、文化芸術の振興を図るため、その施策を総合的かつ計画的に推進するものとする。

- 2 市は、文化芸術の振興に係る施策を推進するため、必要な財政上の措置を講ずるものとする。

- 3 市は、国及び他の地方公共団体と連携し、文化芸術の振興を図るよう努めるものとする。

（市民の役割）

第5条 市民は、一人一人が文化芸術の担い手として、その活力と創意を基に、文化芸術の振興に協力するよう努めるものとする。

- 2 市民は、文化芸術活動に関して相互に理解し、及び尊重し合うよう努めるものとする。

（団体等の役割）

第6条 団体等は、地域社会の一員として自主的に文化芸術の振興に協力するとともに、市民の文化芸術活動の支援に努めるものとする。

（基本計画の策定）

第7条 市は、文化芸術の振興に係る施策を総合的かつ計画的に推進するための文化芸術振興基本計画（以下「基本計画」という。）を策定するものとする。

- 2 市は、基本計画を策定するときは、あらかじめ市民の意見を聴き、基本計画に反映させるものとする。

（基本施策）

第8条 市は、この条例の目的達成のために次に掲げる施策を講ずるものとする。

- (1) 文化芸術を創出し、及び発信する機会の充実
- (2) 文化芸術を享受する機会の充実

- (3) 文化芸術の保存及び継承
- (4) 文化芸術の担い手の育成
- (5) 文化芸術に係る交流の促進
- (6) 子どもたちが文化芸術に触れる機会の創出
- (7) 前各号に掲げるもののほか、文化芸術の振興に関する事項
(推進機関の設置)

第9条 市は、文化芸術の振興に係る施策を推進する機関を設置するものとする。

(基本理念に基づく施設の運営)

第10条 市は、市の施設の運営に当たりその設置目的を妨げない範囲において、基本理念に基づき、文化芸術の振興に配慮するよう努めるものとする。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。